

議案第37号

那須地区消防組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、平成27年10月1日から、大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、那須地区消防組合を設立することに関し協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区消防組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、平成27年10月1日から、大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、那須地区消防組合を設立する。

平成 年 月 日

大田原市長 津久井 富雄

那須塩原市長 阿久津 憲二

那須町長 高久 勝

那須地区消防組合同規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、那須地区消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、大田原市、那須塩原市及び那須町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大田原市中田原868番地12に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選出の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、その選出区分は、関係市町ごとに各4人とする。

2 前項の組合議員は、関係市町議会の議員のうちから選挙する者3人、識見を有する者として関係市町の長が推薦する者1人とする。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は、直ちにこれを補充しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、識見を有する者として関係市町の長が推薦する者にあつては2年とし、関係市町議会の議員のうちから選挙する者にあつては当該関係市町議会議員の任期とする。

2 前条第3項により補充された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が関係市町議会の議員の資格を有しなくなったときは、その職を失う。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期とする。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に組合長1人及び副組合長2人を置く。

2 組合長及び副組合長は、関係市町の長の互選による。

(組合長及び副組合長の任期)

第9条 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長の職にある任期とする。

(職務権限)

第10条 組合長は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、あらかじめ組合長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合長の属する関係市町の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(職員)

第12条 組合に消防吏員その他の職員（以下「消防職員」という。）を置く。

2 消防長は、組合長が任命する。

3 消防長以外の消防職員は、組合長の承認を得て消防長が任命する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て関係市町の監査委員のうちから1人、組合議員のうちから1人を選任する。

3 監査委員の任期は、関係市町の監査委員のうちから選任される者にあつては関係市町の監査委員の任期とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期とする。

4 監査委員が関係市町において職を失したときは、組合長は第2項の規定により選任しなければならない。

5 監査委員は、非常勤とする。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の分賦金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の分賦金の額及び分賦方法は、組合の議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月1日から施行する。

(解散する組合の財産等の承継)

2 この組合は、平成27年9月30日をもって解散する大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合の財産及び事務を承継する。